

産業人材育成奨学金返済アシスト事業 事業概要



長崎県

積立

長崎県産業人材育成基金

※県が管理・運用

寄付



県内企業等

返還支援対象奨学金

- 日本学生支援機構第1種・第2種奨学金
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）
- 生活福祉資金貸付金（教育支援費）

※利息及び入学時一時金を除きます。

奨学金返済支援



学生

大学等を卒業後、対象業種の企業等の県内事業所に就職し、一定期間勤務した者に対し、**貸与を受けた奨学金の1/2を支援（上限150万円）**

※支援金は原則、支援対象者本人に支払います。

企業情報・就職支援

県内就職

対象業種

- ①製造業
- ②情報サービス業
- ③インターネット付随サービス業
- ④保険業・金融業、BPO企業等（長崎県と立地協定を結んだ企業に限る）
- ⑤建設業
- ⑥卸売業・小売業（製造業・建設業と密接に関連するものに限る）
- ⑦学術研究、専門・技術サービス業（製造業・建設業と密接に関連するものに限る）
- ⑧観光関連産業（宿泊業・旅行業・観光関連団体・観光施設等）

支援対象者

- 対象奨学金を受給している全国の大学生等

手続きの流れ

- ①在学中に県に申請し、支援候補者の認定を受ける。
- ②大学等を卒業後、県内の対象業種企業に就職し、3年経過後、支援金の1/2を請求する。
- ③更に3年経過後、残り1/2を請求。